

令和元年12月6日

まちづくり委員会資料

川崎市自転車活用推進計画策定に伴う
パブリックコメントの実施について

建設緑政局

「川崎市自転車活用推進計画(案)」について(概要版)

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

- 自転車は、便利で身近な乗り物として、環境負荷が少なく、健康的で、災害時などにおいても機動性が高いことなど、その特徴から様々な場面での活用が期待されています。
- 本市の自転車施策は、昭和55年の「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づいて、昭和62年に策定した「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」など放置・駐輪対策をはじめとして、ルール・マナー啓発や平成27年2月の「川崎市自転車通行環境整備に関する考え方」に基づく整備など、その必要性に応じ、施策を展開してきました。
- 平成29年5月には、「自転車活用推進法」が施行され、自転車の活用を加えた自転車に関する総合的な対策が必要となったことから、様々な施策の方向性を取りまとめた、「川崎市自転車利用基本方針」を平成30年3月に定めています。
- 平成30年6月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される令和2年度までを計画期間とする「自転車活用推進計画」が閣議決定され、各自治体の自転車活用推進計画の策定推進に向けて同年8月に「地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)」が国から示されました。本市においても、シェアサイクルの実証実験やサイクルスポーツの活性化など、自転車活用の機運の高まりがあることから、「安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりの推進」に向けて、同法の理念を踏まえるとともに、総合的な自転車施策を進めるため、本市の実情に応じたより具体的な施策を取りまとめた「川崎市自転車活用推進計画」を策定することとしました。

目的 安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりの推進

(2) 計画期間

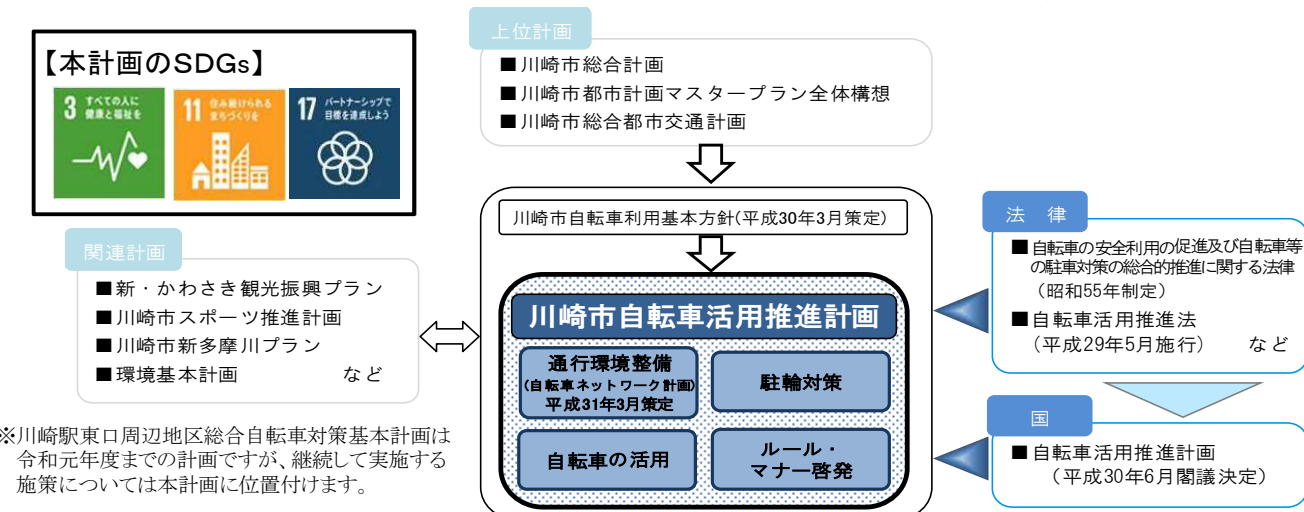
- 計画期間は、長期的な展望を視野に入れつつ、川崎市総合計画第2期実施計画に基づく各施策の着実な取組の推進に向け、令和2年度から令和3年度まで[第1期]とします。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度～7年度	令和8年度～
川崎市総合計画	第2期実施計画			第3期実施計画		
川崎市自転車活用推進計画		第1期		総括評価	第2期	総括評価
				総括評価	第3期	総括評価

※本計画は、PDCAサイクルに則り進捗を管理し、川崎市総合計画第3期実施計画の策定を踏まえて計画を見直します。

(3) 計画の位置付け

- 本計画は、持続可能な開発目標(SDGs)の視点を踏まえるとともに、「川崎市総合計画」などの上位計画や法令及び関連計画と連携し、本市の自転車活用の推進に関して基本となる計画として位置付けるものです。



※川崎駅東口周辺地区総合自転車対策基本計画は令和元年度までの計画ですが、継続して実施する施策については本計画に位置付けます。

2 自転車利用の現状と課題

本市における自転車施策に関する4つの取組の現状と課題は、次のとおりです。

取組	現状	課題	目標	方針
通行環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・事故多発箇所などにおいて整備を実施し、一定の効果を確認 ・整備済延長 約 20km(平成31年3月末時点) ・川崎市自転車ネットワーク計画(平成31年3月策定)による整備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・連続的な自転車の通行環境の確保 ・自転車関連事故のさらなる抑制 	<p>自転車・歩行者・自動車が道路を安全、安心、快適に利用できる自転車通行環境の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な自転車ネットワークの構築 ・自転車通行環境の適正管理
駐輪対策	<ul style="list-style-type: none"> ・子供乗せ等大型自転車の利用が近年拡大 ・駐輪場箇所数(平成30年6月時点) 市営:140箇所、民営:108箇所 ・撤去活動や整理誘導員による誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪ニーズに応じた対応など駐輪場のさらなる利便性の向上 ・駐輪場不足や収容率の偏在による対策が必要 ・放置自転車のさらなる撤去と啓発活動 	<p>地域の特性や利用者のニーズに応じた、自転車を適切に停められる駐輪環境の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場の利用促進 ・地域特性に合わせた駐輪場の適正な配置・確保 ・放置対策の推進による適正な自転車利用への誘導
自転車の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・シェアサイクル実証実験の実施(登戸・殿町) ・観光やスポーツで活用されるなど、自転車の活用機運が向上 ・大規模災害等における自転車の有効活用 	<p>(目指す方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便性の向上と地域の魅力発見 ・自転車の新たな魅力や活用方法の発見 	<p>身近な乗り物として自転車の役割を拡大し、地域の新たな魅力発見と活力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車に親しむ機会の創出(シェアサイクル及びサイクルスポーツの環境づくりなど) ・新たな分野への自転車の活用(災害時の活用検討など)
ルール・マナー啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育やキャンペーン、マナーアップ指導員等による啓発の実施 ・令和元年10月1日より自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年齢段階での安全教育の充実や、継続的な広報・啓発活動 ・自転車損害賠償責任保険等への加入の徹底 	<p>ルール・マナーの啓発による交通事故防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールの周知・徹底とマナーの向上 ・自転車の安全・安心利用に備える

4 政策の体系

本計画では、「通行環境整備」「駐輪対策」「自転車の活用」「ルール・マナー啓発」の4つの視点を「基本政策」、9つの方針を「政策」とし、効果的な各政策を推進するため、具体的な取組内容について策定するものです。

基本政策	政策及び施策
通行環境整備	【政策1-1】安全で快適な自転車ネットワークの構築 ・自転車ネットワークの構築など
	【政策1-2】自転車通行環境の適正管理 ・自転車通行環境の適正な維持管理及び改善の検討など
駐輪対策	【政策2-1】駐輪場の利用促進 ・利用者のニーズに応じた駐輪場の利便性向上など
	【政策2-2】地域特性に合わせた駐輪場の適正な配置・確保 ・駐輪場整備の推進及び適正な維持管理など
	【政策2-3】放置対策の推進による適正な自転車利用への誘導 ・効果的な撤去活動の推進など
自転車の活用	【政策3-1】自転車に親しむ機会の創出 ・シェアサイクル事業の促進など
	【政策3-2】新たな分野への自転車の活用 ・自転車の業務利用の促進など
ルール・マナー啓発	【政策4-1】交通ルールの周知・徹底とマナーの向上 ・年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進と交通ルールの見える化の推進など
	【政策4-2】自転車の安全・安心利用に備える ・自転車損害賠償責任保険等への加入促進など

5 各政策の展開

本計画における具体的な政策及び施策は次のとおりです。

① 通行環境整備

自転車ネットワークを構築し、自転車通行空間の整備と適正な維持管理により、「自転車・歩行者・自動車が道路を安全、安心、快適に利用できる環境の創出」を目指します。



政策1-1 安全で快適な自転車ネットワークの構築

- ・施策1-1-1 自転車ネットワークの構築
⇒自転車利用や事故が多い区域等における整備の実施



幹線道路の整備に合わせた整備



生活道路の安全対策



【(少)水色⇒青色⇒赤色(多)】
(ヒートマップ分析の例)
ビックデータの一例(ヒートマップ※)

- ・施策1-1-2 シェアサイクル実証実験で得られるビックデータを活用した自転車通行環境の整備
⇒シェアサイクル実証実験による移動データの取得と活用の検討
- ・施策1-1-3 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進

政策1-2 自転車通行環境の適正管理

- ・施策1-2-1 自転車通行環境の適正な維持管理及び改善の検討
- ・施策1-2-2 自転車通行環境の整備状況の情報発信

※ヒートマップとは
シェアサイクルの利用台数や滞在時間に
応じて、色や濃淡として可視化した図のこと

② 駐輪対策

駐輪場の適正な配置や利用促進を行い、効果的な撤去活動を行うなど「地域の特性や利用者のニーズに応じた、自転車を適切に止められる駐輪環境の構築」を目指します。



政策2-1 駐輪場の利用促進

- ・施策2-1-1 利用者のニーズに応じた駐輪場の利便性向上
⇒子供乗せ電動アシスト自転車などの大型化対応や短時間利用者のニーズを考慮し利便性を向上
- ・施策2-1-2 自転車の適正利用に向けた駐輪場の利用促進
- ・施策2-1-3 施設情報の提供促進



自転車の大型化対応

政策2-2 地域特性に合わせた駐輪場の適正な配置・確保

- ・施策2-2-1 駐輪場整備の推進及び適正な維持管理
⇒駐輪状況や必要台数の精査を行い、駐輪場の整備や統廃合に取り組み、適正な維持管理を実施
- ・施策2-2-2 民間事業者等による駐輪場整備の促進

政策2-3 放置対策の推進による適正な自転車利用への誘導

- ・施策2-3-1 効果的な撤去活動の推進
- ・施策2-3-2 効率的な保管所運営の推進
- ・施策2-3-3 放置自転車の抑制に向けた取組の推進



駐輪場整備イメージ(地下機械式)

③ 自転車の活用

観光資源の回遊や、スポーツなど様々な場面で自転車が活用されるよう政策を進め、「身近な乗り物として自転車の役割を拡大し、地域の新たな魅力発見と活力の向上」を目指します。



政策3-1 自転車に親しむ機会の創出

- ・施策3-1-1 シェアサイクル事業の促進
⇒シェアサイクル実証実験による有効性や課題など効果検証を行うとともに、お祭りやイベントにおいて利用促進キャンペーンなど実施し、シェアサイクル事業を促進



利用促進キャンペーン

- ・施策3-1-2 観光来訪のための自転車利用の促進
⇒生田緑地などの観光資源を自転車で快適に回遊できるよう、多摩川サイクリングコースへのアクセスの向上を図るなど、観光自転車ネットワークの構築や観光振興に向けた取組を推進



生田緑地でのシェアサイクルポート



多摩川沿いのシェアサイクルポート

連携

- ・施策3-1-3 サイクルスポーツ活性化の環境づくり
⇒小学校での出張授業の開催など、自転車スポーツの振興・普及に取り組むとともに、オリンピックで正式種目となっているBMXの施設の検討など、サイクルスポーツ活性化の環境づくりに向けた取り組みを推進



小学校での出張授業



BMXの競技状況

- ・施策3-1-4 自転車を利用した健康づくりや環境負荷の低減に関する広報の推進

政策3-2 新たな分野への自転車の活用

- ・施策3-2-1 自転車の業務利用の促進
- ・施策3-2-2 自転車を活用した国際交流の促進
- ・施策3-2-3 公共交通と自転車の連携および利用促進
- ・施策3-2-4 災害時の自転車の有効活用

⇒災害時における被災状況の迅速な把握のため、災害用自転車を配備し、情報伝達などへの有効活用について検討



災害用自転車の配置事例

④ ルール・マナー啓発

交通安全教育の推進や自転車損害賠償責任保険の加入促進など、「ルール・マナーの啓発による交通事故防止」を目指します。



政策4-1 交通ルールの周知・徹底とマナーの向上

- ・施策4-1-1 年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進と交通ルールの見える化の推進
⇒各年齢段階における自転車等交通安全教育の推進



ルール・マナー周知状況

- ・施策4-1-2 自転車利用ルールの広報・啓発の推進
- ・施策4-1-3 ルールとマナーの周知・徹底

政策4-2 自転車の安全・安心利用に備える

- ・施策4-2-1 自転車損害賠償責任保険等への加入促進
⇒令和元年10月1日より神奈川県条例化に伴い義務化
- ・施策4-2-2 安全性の高い製品購入につながる広報啓発
- ・施策4-2-3 自転車点検整備の促進



自転車損害賠償責任保険等への加入促進

6 計画推進の指標

計画推進の目安として基本政策の各政策に対して指標を設定し、計画期間の令和3年度末までの達成に向けて取り組みます。

基本政策	指標	現状	目標値 (令和3年度末)
通行環境整備	自転車通行環境整備延長	20 km (平成30年度末)	58 km 以上
	自転車通行環境維持改善延長	—	1.2km 以上
	自転車に関わる交通事故件数	1,000 件 (平成30年末)	980 件以下
駐輪対策	駐輪場の利用満足度 (利用者アンケート)	62% (平成31年1月)	64%以上
	放置禁止区域の指定	47 駅 (平成30年度末)	48 駅
	駅周辺における放置自転車の台数 (9時台)	1,540 台 (平成30年6月)	1,540 台以下
自転車の活用	シェアサイクルの自転車回転数 (好天日)	0.52 回/日 (令和元年9月)	1.00 回/日以上
	シェアサイクルの自転車利用回数	16,194 回/月 (令和元年9月)	24,000 回/月以上
	シェアサイクルの業務利用率 (利用者アンケート)	7% (令和元年9月)	10%以上
ルール・マナー啓発	交通安全教室の開催 (自転車以外の交通安全教室を含む)	534 回 (平成30年度)	490 回/年以上
	自転車損害賠償責任保険等の加入率 (アンケート)	50.5% (平成30年3月) 【参考値*】	50.5%以上 【参考値*】

※ 平成30年度実施の市民アンケート結果を参考表記
計画策定時には、令和元年度中に実施予定のアンケート結果により更新する

「川崎市自転車活用推進計画（案）」 についてご意見をお寄せください

これまで本市では、自転車関連課題に対して通行環境整備、駐輪対策やルール・マナー啓発など様々な取組を推進してきました。

一方で、平成29年5月に自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため「自転車活用推進法」が施行され、自転車の活用が期待されるなど、自転車を取巻く環境に大きな変化が生じています。このことから、さらなる取組の充実を図るとともに、安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりを目指して、自転車活用推進計画の策定を行います。

「川崎市自転車活用推進計画（案）」について、皆様のご意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

令和元年12月9日（月）～令和2年1月7日（火）

※郵送の場合は、令和2年1月7日（火）の消印まで有効です。

※持参の場合は、令和2年1月7日（火）の17時15分までとします。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX番号：044（200）3979

（川崎市建設緑政局自転車利活用推進室）

(3) 郵送先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク20階

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

(4) 持参先

川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク20階

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

《注意事項》

- ・ ご意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。
- ・ 持参時の提出時間は、開庁日の8時30分から17時15分（昼休み12時から13時を除く）

3 資料の閲覧及び配布場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各区役所市政資料コーナー、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課、建設緑政局自転車利活用推進室

4 問合せ先

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

電話：044（200）2769 FAX番号：044（200）3979

E-mail: 53ziten@city.kawasaki.jp